

# 救急だより ピポポ



編集・発行 さつま町消防本部

〒895-1816 さつま町時吉 366 Tel 52-0119 Fax 53-0119  
E-mail shobo@satsuma-net.jp 発行 平成 17 年 8 月

## 大切な命を救う「AED」 自動体外式除細動器

あなたの目の前で突然、人が倒れて意識を失い、呼吸も心臓も止まってしまう・・・。

日本では毎日 100 人近くの方が、突然心臓がケイレンして血液をうまく送り出せなくなってしまう『心室細動』という病気で亡くなっているといわれています。

この心室細動に最も効果的で唯一の応急手当が「AED（自動体外式除細動器）」を使用した「電氣的除細動（心臓への電気ショック）」です。

これまでこの除細動は医師や救急救命士など限られた人しか実施できませんでしたが、現在では AED を使うことにより、広く一般の方でも安全に実施できるようになっています。

### あなたにもできる『AED』操作手順 (例)

※機種により若干操作が異なりますので、使用する機器の音声指示に従ってください。



AEDは、コンピュータによって除細動が必要かどうかを自動的に判断して、操作を音声メッセージで指示してくれます。安全性が十分確保されており、一般の人でも簡単に確実に操作できます。

なお、AEDが到着するまでの間においても、『適切な心肺蘇生法』を行うことが大切ですので、講習を受けることをお勧めします。

- ① AEDの電源を入れる。  
※ ふたを開けると自動的に電源が入るものもあります。



- ④ 除細動ボタン（ショックボタン）を押す。  
※ 『ショックが必要です。ショックボタンを押してください。』等のメッセージが流れます。

- ③ 電極パッドのコネクターを差し込む。  
※ 心電図を自動で解析します。『解析中です。』等のメッセージが流れます。

- ② 電極パッドを胸に貼る。  
※ パッドにイラストで貼付場所を書いてあります。貼る位置が多少ズれてもかまいません。

※ 現在さつま町に設置されている施設はありませんが、身近なところでは薩摩川内市のサンアリーナせんだいなどに設置されています。これから多数の人が集まる場所などに随時整備されていく予定です。

# 9月9日は「救急の日」

9月9日は9（きゅう）と9（きゅう）で「きゅうきゅうの日」です。  
 この日は、住民の皆さんに救急業務や救急医療に対する正しい理解と知識を  
 深めてもらおうと、全国各地でいろいろな行事が実施されています。



## 救急講習を受講しましょう

消防署では、AED（表面を参照）の使用方  
 法など各種救急講習を随時募集しています。ご  
 希望の日時・場所で実施できますので、お気軽  
 にお申し込みください。

お申し込み・お問い合わせ

消防署救急救助係 電話52-0119

## 救急医療町民講座開催

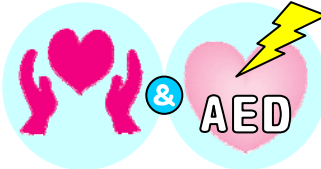
場所 薩摩川内市樋脇町  
 樋脇保健センター

日時 9月9日（金）  
 午後2時から

※どなたでも受講できます



早い119



早い応急手当と除細動



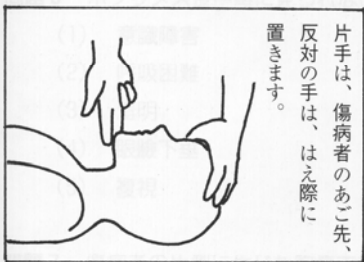
早い救急処置



早い医療処置

救命のためには、救急現場に居合せた人による119通報、応急手当、救急隊  
 の救急処置と搬送、医療機関での処置の連携がスムーズに行われることが不可欠  
 です。大切な命を救うために勇気をもって手を差し伸べてください。

## 救命講習にて



## 救急救命士の気管挿管実習にご協力ください



さつま町消防本部で気  
 管挿管ができる第1号の  
 救急救命士に認定された  
 田中俊朗救急救命士

さつま町消防本部では、救急現  
 場などで口から気管にチューブ  
 を挿入し、肺に直接酸素を送り込  
 む『**気管挿管**』の処置が行える救  
 急救命士の養成を、川内市医師会  
 立川内市民病院と済生会川内病  
 院の協力のもと進めています。  
 実習は、病院の手術室において  
 麻酔科専門医の厳しい監視下で  
 実施されます。  
 「救える命」のために、病院実  
 習での患者さんとそのご家族の  
 ご理解とご協力をどうぞよろし  
 くお願いいたします。

## ◇一般住宅に火災警報器の設置が必要になります◇

住宅火災の死者のうち、約7割  
 が「**逃げ遅れ**」により亡くなって  
 いることから、火災を早期に見  
 することが非常に大切です。  
 このような状況を踏まえて次  
 のように一般住宅にも住宅用火  
 災警報器の設置が義務付けられ  
 ることになりました。

- ① 平成18年6月1日以降に新  
 築する建物は、建築時に設置  
 する義務があります。
- ② 既に建築済みの住宅は、平成  
 23年5月31日までに設置し  
 なければなりません。
- ③ 設置しなければならない部屋  
 は「寝室」や「階段」等です。  
 詳しくは消防署予防係までお  
 問い合わせください。

電話 52-0119  
 ☆悪質な訪問販売にくれぐれも  
 1)注意하세요。